

マイナンバーカード日曜交付のお知らせ

㊦ 7月25日(日) 9時～12時

【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ
- ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】

- ・住民基本台帳カード

問住民課 ☎(57)4126

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(土)までです。

8月から使用する保険証は、縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日(日)以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口にて提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日(日)以降に住民課まで返却していただきますようお願いいたします。

【限度額適用認定証等について】

所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡ(※)に該当する方は、『限度額適用認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。該当する方は住民課窓口にて申請してください。

なお、過去に『限度額適用認定証』の交付を受けたことがあり、令和3年度の所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡに該当する方、また『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けたことがあり、令和3年度の所得区分が低所得区分に該当する方については、認定証を7月下旬に送付する保険証に同封します。

※現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者

(同一世帯の被保険者も含む)

※現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者

(同一世帯の被保険者も含む)

問住民課 ☎(57)4136

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日まで有効期限が終了します。

有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される場合は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

更新対象の方には、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面またはカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126



多機能端末(証明書交付機)設置のお知らせ

7月1日(木)より、役場正面玄関に多機能端末(証明書交付機)を設置します。顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの野木町民の方は、コンビニエンスストアと同じようにマイナンバーカードを利用して証明書の交付を受けることができます。(※印鑑登録証カードではご利用いただけません。)マイナンバーカードの取得をおすすめいたします。

また、従来の印鑑登録証カードは役場窓口での「印鑑証明書」申請時に必要ですので、大切に保管してください。

【設置場所】役場正面玄関

【時間】平日・土日 8時30分～17時15分

(木曜日は窓口延長日のため19時まで)

※年末年始およびシステムメンテナンス時はご利用いただけません。

【取得できる証明書】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書
- ・課税証明書

問住民課 ☎(57)4126